

議案第33号

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年 6 月13日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

公務災害補償の補償基礎額及び介護補償の限度額等を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「10万4,960円」を「10万4,530円」に改め、同項第2号中「5万6,930円」を「5万6,720円」に、「場合に限る」を「ときに限る」に改め、同項第3号中「5万2,480円」を「5万2,270円」に改め、同項第4号中「2万8,470円」を「2万8,360円」に改める。

別表1の項中「6,819円」を「6,877円」に、「8,480円」を「8,553円」に、「11,250円」を「11,346円」に、「12,765円」を「12,874円」に、「14,830円」を「14,957円」に、「15,816円」を「15,951円」に改め、同表2の項中「5,605円」を「5,653円」に、「6,514円」を「6,547円」に、「7,974円」を「7,971円」に、「9,638円」を「9,606円」に、「10,832円」を「10,797円」に、「12,013円」を「11,966円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以

後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表（経験年数が10年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定は、平成22年12月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表（経験年数が10年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 適用日から施行日の前日までの間において、改正前の別表（経験年数が10年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。以下同じ。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。